4　法第六十六条の十三第二項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する特別勘定の金額に、同項に規定する適格分割等により移転することとなつた同条第一項に規定する特定株式（その移転することとなつたものとして共同化調査により明らかにされたものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の数がその移転することとなつた時の直前において有していた同号の特別勘定に係る特定株式の数のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

5　法第六十六条の十三第八項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

6　法第六十六条の十三第八項に規定する法人が同項に規定する連結開始直前事業年度終了の時に同項に規定する特別勘定の金額を有する場合において、当該特別勘定の金額が法人税法施行令第十四条の八第四号ロからニまでに掲げる特別勘定の金額に該当するときは、当該特別勘定の金額については、同項の規定は、適用しない。

7　法第六十六条の十三第九項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

8　法第六十六条の十三第十一項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　特定株式（法第六十六条の十三第十一項第一号の特定株式をいう。以下この項において同じ。）の一部を有しないこととなつた場合（次号に掲げる場合を除く。）　同条第十一項第一号に規定する特別勘定の金額にその有しないこととなつた特定株式の数がその有しないこととなつた時の直前において有していた特定株式の数のうちに占める割合を乗じて計算した金額

二　特定株式の一部を有しないこととなつたことにより益金の額に算入すべき金額として共同化調査により明らかにされた金額として財務省令で定めるところにより証明がされた金額がある場合　当該金額

9　法第六十六条の十三第十一項第五号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第六十六条の十三第十一項第五号に規定する剰余金の配当が資本剰余金の額の減少に伴うものである場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額を特定株式（当該剰余金の配当に係る同項第五号の特定株式をいう。以下この号において同じ。）を発行した法人の当該剰余金の配当に係る株式の総数で除し、これに当該剰余金の配当を受けた同項に規定する設定法人が当該剰余金の配当を受けた日において有していた特定株式の数を乗じて計算した金額

二　法第六十六条の十三第十一項第五号に規定する剰余金の配当を受けたことにより益金の額に算入すべき金額の計算の基礎となる金額として共同化調査により明らかにされた金額として財務省令で定めるところにより証明がされた金額がある場合　当該金額

10　法第六十六条の十三第十一項第六号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　次号及び第三号に掲げる場合以外の場合　特別勘定の金額（法第六十六条の十三第十一項第六号に規定する特別勘定の金額をいう。次号及び第三号において同じ。）に、特定株式（同項第六号の特定株式をいう。以下この項において同じ。）の帳簿価額を減額した金額のうちその減額した日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がその減額をした時の直前において有していた特定株式の帳簿価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

二　特定株式の帳簿価額を分割型分割により減額した場合　特別勘定の金額に当該分割型分割に係る法人税法施行令第百十九条の八第一項に規定する割合を乗じて計算した金額

三　特定株式の帳簿価額を法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配（以下この号において「株式分配」という。）により減額した場合　特別勘定の金額に当該株式分配に係る法人税法施行令第百十九条の八の二第一項に規定する割合を乗じて計算した金額

11　法第六十六条の十三第十二項に規定する政令で定めるものは、その取得の日から五年を経過した特定株式（同項の特定株式をいう。以下この項において同じ。）であることにつき共同化調査により明らかにされたものとして財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式とする。

12　法第六十六条の十三第一項又は第五項から第十一項までの規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算については、同条第一項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法施行令第九条第一項第一号イに規定する所得の金額に含まれるものとし、法第六十六条の十三第五項から第十一項までの規定により益金の額に算入される金額は、同号イに規定する所得の金額に含まれないものとする。

13　法人の有する同一銘柄の株式で次に掲げる株式が二以上ある場合には、これらの株式については、それぞれその銘柄が異なるものとして、法人税法施行令第二編第一章第一節第二款の二第一目の二の規定を適用する。

一　当該事業年度において取得をした各特定株式（法第六十六条の十三第一項に規定する特定株式をいう。次号において同じ。）

二　各特別勘定（法第六十六条の十三第一項の特別勘定をいい、連結事業年度において設けた法第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）に係る特定株式

三　前二号に掲げる株式以外の株式

14　法第六十六条の十三第一項又は第五項から第十一項までの規定の適用がある場合における法人税法及び法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号。以下この項において「昭和四十二年法人税法施行令改正令」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法第五十七条第一項及び第五十八条第一項	譲渡）の規定	譲渡）並びに租税特別措置法第六十六条の十三第一項及び第五項から第十一項まで（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定	
法人税法第五十九条第二項	譲渡）	譲渡）並びに租税特別措置法第六十六条の十三第一項及び第五項から第十一項まで（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）	
	）の規定	並びに同法第六十六条の十三第一項及び第五項から第十一項まで）の規定	
昭和四十二年法人税法施行令改正令附則第五条第二項	の規定を	並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十三第一項及び第五項から第十一項まで（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定を	

第三十九条の二十六第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　地方卸売市場で食用肉の卸売取引のために定期に又は継続して開設されるもののうち、都道府県がその市場における食用肉の卸売取引に係る業務の適正かつ健全な運営を確保するため、その業務につき必要な規制を行うものとして農林水産大臣の認定を受けたもの

第三十九条の二十八第一項中「千人」を「五百人」に改め、「法人」の下に「（連結法人に該当するものを除く。）」を加える。

第三十九条の三十一第四項中「第六十一条第一項」の下に「、第六十六条の十三第一項」を、「第五十九条の二第一項及び第五項」の下に「並びに第六十六条の十三第五項から第十一項まで」を加え、同条第五項第二号イ及びロ中「、ル及びヲ」を「及びルからワまで」に改める。

第三十九条の三十二第二項第二号イ及びロ中「、ル及びヲ」を「及びルからワまで」に改める。

第三十九条の三十二の三第十二項中「令和二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。